

令和元年度 学校基本調査結果



【 I 調査の概要】

1 調査の目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法、統計法施行令及び学校基本調査規則による（基幹統計調査）。

3 調査の内容

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法	調査事項	
基 幹 統 計 調 査	学校調査	文部科学省 ― 県 ― 学校 （高等学校 公立特別支援学校 県立専修学校） 市町村 ― 学校 （上記学校を除く）	学校の長の 自計申告	(1) 学校数 (2) 学級数 (3) 教員、教育・保育職員及び職員の数 (4) 園児・児童・生徒数 (5) 入学者数 (6) 卒業者数等	
	学校通信 教育調査			通信制課程を置く高等学校	
	学校施設 調査		公立・私立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校、私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校	公立の幼保 連携型認定こ ども園、専修 学校及び各種 学校の長、私 立学校の設置 者の自計申告	(1) 学校建物面積 (2) 学校土地面積
	卒業後の 状況調査		国立・公立・私立の中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校	学校の長の 自計申告	(1) 進路別卒業者数 (2) 入学志願者数 (3) 産業別就職者数等
	不就学学齢 児童生徒 調査	市町村教育委員会	文部科学省 ― 県 ― 市町村教育委員会	市町村教育 委員会の 自計申告	(1) 就学免除者数 (2) 就学猶予者数 (3) 居所不明者数 (4) 死亡者数

4 調査の期日

令和元年5月1日現在

5 集計区分（卒業後の状況）

調査結果の集計は、中学校、高等学校とも6地域に分けて行った。

- (1) 岐阜地域—岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
- (2) 西濃地域—大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
- (3) 中濃地域—関市、美濃市、郡上市
- (4) 可茂地域—美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
- (5) 東濃地域—多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
- (6) 飛騨地域—高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

6 用語の解説

- (1) 「高等学校等進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - ア 高等学校本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科
 - イ 中等教育学校後期課程本科及び別科
 - ウ 高等専門学校
 - エ 特別支援学校高等部本科及び別科
- (2) 「大学等進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - ア 大学学部
 - イ 短期大学本科
 - ウ 大学・短期大学の通信教育部及び放送大学
 - エ 大学・短期大学の別科
 - オ 高等学校専攻科
 - カ 特別支援学校高等部専攻科
- (3) 「専修学校進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - ＜中学校卒業者の場合＞ 専修学校の高等課程
 - ＜高等学校卒業者の場合＞ 専修学校の専門課程
- (4) 「専修学校等入学者」とは、次に掲げる学校へ入学した者をいう。
 - ＜中学校卒業者の場合＞ 専修学校の一般課程及び各種学校
 - ＜高等学校卒業者の場合＞ 専修学校の一般課程及び高等課程、各種学校
- (5) 「公共職業能力開発施設等入学者」とは、公共職業能力開発施設等へ入学（入所）した者をいう。
- (6) 「就職者」とは、給料、賃金、利潤、報酬、その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。

なお、「就職進学者」とは、(1)、(2)及び(3)に掲げた学校に進学し、かつ就職した者をいい、「就職入学者」とは、(4)及び(5)に掲げた専修学校等に入学し、かつ就職した者をいう。
- (7) 「就職者（正規の職員等）」とは、雇用の期間が1年以上で期間の定めのないものとして就職した者、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従業する者をいう。
- (8) 「就職者（正規の職員等でない者）」とは、雇用の期間が1年以上で期間の定めのある者であり、

かつ1週間の所定労働時間がおおむね40～30時間程度の者をいう。

- (9) 「高等学校等進学率」とは、中学校卒業者のうち高等学校等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (10) 「大学等進学率」とは、高等学校卒業者のうち大学等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (11) 「就職率」とは、卒業者のうち就職者（就職進学者、就職入学者を含む）の占める割合をいう。
- (12) 「県内（外）進学率」とは、高等学校等進学者のうち県内（外）進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (13) 「県内（外）就職率」とは、就職者のうち県内（外）就職者（就職進学者、就職入学者を含む）の占める割合をいう。
- (14) 「就学免除者」及び「就学猶予者」とは、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。
- (15) 「一時的な仕事に就いた者」とは、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者であり、雇用期間が1年未満又は雇用期間の長さにかかわらず短時間勤務の者をいう。
- (16) 「左記以外の者」（「上記以外の者」）とは、家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者、その他進学も就職もしていない者をいう。
- (17) 「不詳・死亡」とは、(1)～(8)、(15)及び(16)のいずれにも該当しない者をいう。

7 本年度調査の変更点

学校調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）において、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」の休職等理由区分に「介護休業」、「男女別」が追加された。

8 前年度（平成30年度）以前調査の変更点

- (1) 平成30年度から、学校調査票（幼稚園）において、「学級別年齢別在園者数」に「1号認定」、「2号認定」の内訳が追加された。

学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）、学校通信教育調査票（高等学校）において、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」の「休職」のうち「結核」が削除された。

卒業後の状況調査票（中学校）において、「状況別卒業生数」の「就職者」を「就職者等」に名称変更、「自営業主等」、「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」、「臨時労働者」の内訳を追加、「卒業生総数のうち特別支援学級卒業者の状況（再掲）」の「就職者」を「就職者等」に名称変更された。「(再掲)」に「左記 有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」が追加された。

- (2) 平成29年度から、学校調査票（小学校、中学校及び義務教育学校）において、「小中一貫教育の実施形態」が「小中一貫教育の施設形態」に名称変更された。

卒業後の状況調査票（中学校）に「小中一貫教育の施設形態」が追加された。

- (3) 平成 28 年度から、学校教育法の改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、新たな学校種として「義務教育学校」が創設されたことから、調査票を新設、学校施設調査票（高等学校等）の「学校種別」に「義務教育学校」が追加された。

学校調査票（小学校）に「小中一貫教育の実施形態」に関する調査項目を追加、「理由別長期欠席者数」が削除された。

学校調査票（中学校）に「小中一貫教育の実施形態」「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立のみ）」に関する調査項目を追加、「理由別長期欠席者数」の調査項目が削除された。

- (4) 平成 27 年度から、認定こども園法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が創設されたことから、調査票を新設、学校施設調査票（高等学校等）の「学校種別」に「幼保連携型認定こども園」を追加、「私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」に「社会福祉法人立」が追加された。

卒業後の状況調査票（高等学校全日制・定時制）の「状況別卒業生数」について、「就職者（左記 A, B, C, D を除く）」の内訳に「正規の職員・従業員、自営業主等」「正規の職員等でない者（雇用期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者）」が追加された。

また、「一時的な仕事に就いた者」が「一時的な仕事に就いたもの（雇用期間が一年未満又は短時間勤務の者）」に名称変更された。

「(再掲) 左記 A, B, C, D のうち就職している者を除く）」の内訳に「正規の職員等」「正規の職員等でない者」が追加された。

卒業後の状況調査票（特別支援学校中学部）および卒業後の状況調査票（特別支援学校高等部）について「状況別卒業生数」の「(再掲) 左記 F のうち社会福祉施設等入所、通所者」の「障害者支援施設等」の内数として「うち就労系支援事業利用者」が追加された。

- (5) 平成 25 年度から、専修学校における単位制及び通信制の学科創設（平成 24 年度施行）に伴い、学校調査票（専修学校）の「教員数」に「うち通信制」を追加、「課程別・学科別の修業年限、生徒数、入学状況及び卒業生数」に「単位制・通信制」が追加された。

障害者自立支援法の経過措置期間終了に伴い、卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部・高等部）、「(再掲) 左記のうち社会福祉施設等入所・通所者」の「更生施設」及び「授産施設」が削除された。

また、不就学学齢児童生徒調査票の「就学免除者・猶予者」区分が見直され、「肢体不自由」等の理由別内訳を「病弱・発育不完全」にまとめ、「その他」は「重国籍のため」と「その他」に分割された。

- (6) 平成 24 年度から、学校調査票（小学校、中学校及び高等学校（全・定））の「帰国児童数(再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数(再掲)」が削除された。
- (7) 平成 23 年度から、日本標準職業分類の改訂に伴い、卒業後の状況調査票（高等学校、特別支援学校（高等部））に係る「職業別就職者数」の職業分類が変更された。

(8) 平成 20 年度から、特殊学級が特別支援学級に変更された。

学校調査に係る職名別の「教員数」、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」、「本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」が追加された。

また、日本標準産業分類の改訂に伴い、卒業後の状況調査票（中学校、高等学校及び特別支援学校）に係る「就職先の産業別就職者数」の産業分類が変更された。

(9) 平成 19 年度から、盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化された。

学校調査に係る職名別の「教員数」に「(再掲) 市町村費負担の教員」、「職員数」に「教員数以外の教員」が追加され、法令に定める条件を満たしていれば市町村費負担の教員も教員数に含めて計上し、それ以外は職員数として計上することとなった。

また、「職員数」の「事務職員」のうち、「吏員相当者」・「吏員相当者に準ずる者」の区分が廃止され、「事務職員」に一本化された。

(10) 平成 18 年度から、卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）（3-1）（3-2）に情報科、福祉科が追加された。

(11) 平成 17 年度から、学校調査に係る職名別の「教員数」、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」、「本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に「栄養教諭」が追加された。

(12) 平成 16 年度から、高等学校卒業者について、「進路別卒業者数」に「一時的な仕事に就いた者」が追加された。

(13) 平成 15 年度から、「運輸通信業」が「情報通信業」と「運輸業」に区分された。「卸売・小売業、飲食店」及び「サービス業」は、「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業」に区分変更された。

また、高等学校の「学科別（本科）」の区分に「情報」「福祉」が追加された。

(14) 平成 14 年度から、「寮母」が「寄宿舎指導員」に名称変更された。

(15) 平成 12 年度から、「理由別長期欠席者数」の「(再掲) 50 日以上欠席者」が削除された。

(16) 平成 11 年度から、卒業後の状況調査（中学校、高等学校及び盲学校・聾学校・養護学校）の「進路別卒業者数」中、「専修学校（一般課程）等入学者」内の「公共職業訓練施設等」が削除され、「公共職業能力開発施設等入学者」が追加された。

また、「精神薄弱」が「知的障害」に、「理由別長期欠席者数」の「学校ぎらい」が「不登校」に、卒業後の状況調査の「進路別卒業者数」の「無業者」が「左記（上記）以外の者」に、「職業別就職者数」の「技能工、採掘、製造、建設作業員及び労務作業員」が「生産工程・労務作業員」にそれぞれ名称変更された。